

小山町障害者活躍推進計画

小山町では、教育委員会の職員は町長部局からの出向職員で構成されているため、本計画は町長部局及び教育委員会共通のものとする。

機関名	小山町（町長部局及び教育委員会）
任命権者	小山町長、小山町教育長
計画期間	令和7年4月1日～令和11年3月31日
小山町における障害者雇用に関する課題	小山町においては、小山町教育委員会との特例認定により、両機関を合算して障害者任免状況通報を行っている。 令和6年6月1日現在では、法定雇用率2.8%を未達成であったが、令和6年11月1日付けで会計年度任用職員勤務時間の変更等により、法定雇用率を達成するに至った。 しかしながら、今後も法定雇用率を順守していくためには、計画的な障害者の採用と、雇用の継続を行っていく必要がある。 そのためには、本計画のもと、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場環境の整備を行い、障害のある職員を含めたすべての職員が活躍することができる体制を築いていく必要がある。
目標	
① 採用に関する目標	障害者である職員の実雇用率について、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。 （評価方法）毎年任免状況通報により把握する。
② 定着に関する目標	障害のある職員の働きやすい職場環境整備に努め、可能な限り継続した勤務を目標とする。 （評価方法）毎年任免状況通報と合わせ把握する。
取組内容	
① 障害者の活躍を推進する体制整備	●障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ●総務課職員担当が、障害のある職員に対し、障害者の活躍推進に向けた取組について、意見や求める配慮を定期的に把握する。 ●必要に応じて、組織外の関係機関等とも連携する。
② 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	●現に勤務する障害のある職員や今後採用する障害者の個々の能力、特性、希望等に配慮した業務を選定及び創出する。 ●所属長との人事評価面談や自己申告書の中で、業務等の適切なマッチングを推進する。

③ 障害者の活躍を推進するための環境整備 ・人事管理	● 障害のある職員から把握した事項については、可能な範囲において適切に実施する。 ● 必要に応じてフレックスタイム勤務の活用など柔軟な働き方をサポートする。 ● 障害のある職員を対象とした常勤職員の採用選考に当たり、非常勤職員として一定期間勤務することを可能にする制度を検討する。 ● 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中に支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
④ その他	● 各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切は支援、配慮に努める。